（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　（略）

2～208　（略）

209　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千百七十九号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～27　（略）

28　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第三十二条第十項の規定並びに細目告示別添五十二4・1・2・、4・2・2・、4・2・6・1・1・、4・2・6・1・2・、4・2・6・2・1・、4・2・6・2・2・、4・2・8・、4・2・9・、4・3・6・2・2・、4・23・2・、4・23・6・1・1・、4・23・6・1・2・、4・23・8・2・及び4・23・9・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準を改正する省令（令和八年国土交通省令第八十号）による改正前の保安基準第三十二条第十項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二4・1・2・、4・2・2・、4・2・6・1・1・、4・2・6・1・2・、4・2・6・2・1・、4・2・6・2・2・、4・2・8・、4・2・9・、4・3・6・2・2・、4・23・2・、4・23・6・1・1・、4・23・6・1・2・、4・23・8・2・及び4・23・9・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二4・1・2・、4・2・2・、4・2・6・1・1・、4・2・6・1・2・、4・2・6・2・1・、4・2・6・2・2・、4・2・8・、4・2・9・、4・3・6・2・2・、4・23・2・、4・23・6・1・1・、4・23・6・1・2・、4・23・8・2・及び4・23・9・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二4・1・2・、4・2・2・、4・2・6・1・1・、4・2・6・1・2・、4・2・6・2・1・、4・2・6・2・2・、4・2・8・、4・2・9・、4・3・6・2・2・、4・23・2・、4・23・6・1・1・、4・23・6・1・2・、4・23・8・2・及び4・23・9・1・の規定に適合するものであればよい。

一～六　（略）

29　指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第三十二条第十項中「備えなければならない」を「備えることができる」に読み替えて適用する。

（低速走行時照射灯）

第三十一条の二　次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二4・27・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二4・27・2・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第22改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第23号補足第22改訂版」とあるのは「協定規則第23号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　（略）

2～208　（略）

（新設）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～27　（略）

28　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二4・1・2・、4・2・2・、4・2・6・1・1・、4・2・6・1・2・、4・2・6・2・1・、4・2・6・2・2・、4・2・8・、4・2・9・、4・3・6・2・2・、4・23・2・、4・23・6・1・1・、4・23・6・1・2・、4・23・8・2・及び4・23・9・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二4・1・2・、4・2・2・、4・2・6・1・1・、4・2・6・1・2・、4・2・6・2・1・、4・2・6・2・2・、4・2・8・、4・2・9・、4・3・6・2・2・、4・23・2・、4・23・6・1・1・、4・23・6・1・2・、4・23・8・2・及び4・23・9・1・の規定に適合するものであればよい。

一～六　（略）

（新設）

（低速走行時照射灯）

第三十一条の二　次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二4・27・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二4・27・2・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第22改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第23号補足第22改訂版」とあるのは「協定規則第23号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車